

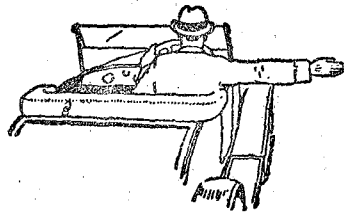
第七號圖



第八號 右轉回信號

第二號圖に同じ

第八號圖



(道路邊則終)

# 府縣市町村より見たる道路事業 (五)

平井良成

## 廢藩置縣

諸侯の藩土は奉還せられて封建制度は茲に壊滅したが之れに代るべき制度として大久保其他の有識者は置縣の可な

るを主唱した、此大革政に對しては三條公も聊か決心し難きものがあつたので西郷隆盛の意向を問ひたるに西郷答へて「廢藩置縣は國家統一の事業にして刻下の最大急務なり苟くも閣下にして中途困難に遭遇し少しく遲疑するが如き

あらば國家の大事休せん。冀くば閣下斷然意を決し復た動搖すること勿れ」と三條公意決する所あつて奏上した。四年七月十四日に至つて陛下は在東京の諸藩知事島津、毛利、鍋島、山内（薩長肥土）を御前に召され左の詔勅を諭發せられた。

朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ萬國ト對峙セント欲セバ、宜シク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムヘシ、朕、曩ニ諸藩領藉奉還ノ議ヲ聽納シ、新ニ知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉ゼシム。然ルニ、數百年因襲ノ久シキ、或ハ其名アリテ、其實擧ラザルモノアリ。

何ヲ以テ億兆ヲ保守シ、萬國ト對峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廢シ、縣ト爲ス。是務メテ冗ヲ去リ、簡ニ就キ、有名無實ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無カラシメントス。汝、群臣其レ朕カ意ヲ體セヨ。

と四年七月十四日太政官第三百五十三號布告を以て、廢藩置縣は斷行せられた、當時東京駐劄英國公使、パークスは「藩を廢して縣を置かるるは非常の英斷にして眞に貴國

の爲めに賀すべきなり。想ふに新政府に在つては此の如き大變革を斷行するに於ては少くとも數年間兵馬の力を藉るに非ずんば己む能はず、然るに貴國は僅かに一紙の勅書を以て二百七十餘藩の實權を收め國家統一の基礎を樹立したり。是れ實に世界未曾有の大業にして、神祐と謂ふべく決して人力の及ぶ所に非ず」と賞詞を呈したとの事であるが鳥居小彌太の「國勢因果論」にも『戊辰の變動より天下の政權は、全く朝廷に歸せしと雖も、彼の封建の勢は、依然として舊に依るが故に、當時の政略は、専ら各藩諸侯を制馭統治するの事にあらざるは無し。然るに朝廷に輔弼たる徴士の中に就て貢士なるものは、一意に天下の爲に籌謀を畫し、忠實無二の忠を致すこと能はざりき。其故、如何となれば、一身恰も兩君に仕ふるものゝ如く、其身、朝に立て、天下の政要を謀議するときは、即ち其君主を議し、其故國を謀るに當るが故に、此に忠なれば、彼に不忠の名を蒙り、其故舊同列の士より誹謗を受け、罪惡を鳴らされ、甚しきは目して國を賣るの奸と呼べるゝに至ればなり。故

に節操志氣に乏しき多數の貢士は、媚を本朝に獻し、朝政の機密、及、天下の藩情を密察し、之を本藩に通じ、其弊たる、全く其出身、本藩の探偵者に異ならず、之に反し、彼浪士より擧げられたる徴士は、此時を以て却て大事成就の秋と爲し、東奔西走、雄辯を揮ふて、諸侯の不遜を説き、偏に朝權を張り、彼傲慢の氣を抑制せんと欲し、只管、忠謀を盡せしと雖も、空論は實勢に勝たず、容易に意見の達すべき有様にあらざれば、遂に化して一念不平の氣を帶ふるに至れり。

戊辰の争亂に勤王の功を立てし諸藩の臣屬は、窃に彼浪士貢士等の朝政を專にするを憤り、且つ甚だ其無功無能を侮て以爲らく「天下は再び此等の紊亂する所と爲らん」と。故に時機を待て、更に武勳を立て、天下の實權を左右せんとせり。此時に當り海内の形勢は全く建武中興の有様に異ならず、若し維新の初めより大義を守り忠勤を王室に効し其志操を變ぜざる二三の名臣なかりせば此國家は必ず再び戦塵の中に埋没して永く修羅鬪争の街と變ぜんのみ。其人

の偉功豈亦思はざる可けんや。各諸侯の朝政を疑惑し各自に兵力を増加し隱然割據の形勢を示したるは、廢藩置縣の年に於て其極に達したるものなり。彼の政府を視ること、一種の市場の如く乃ち一規模を立て天下を制裁することは到底能はざるものと信認し窃に以爲らく早晚三藩(薩長土)鼎足の瓦解を來し天下の大亂を生ずべしと。只其時機の到來するを、今や、今やと待ちつゝありし時勢なりき。加之世間の浮浪輩稍や都下に歸集し出沒反を謀り其形勢累卵の如く天下一日の安を期する能はず。此時に當て突然、藩令(廢藩置縣の大令)の下るや全く他の意表に出で恰も陰雲漠々將に雨ふらんとするの前忽ち雷霆の下撃せしが如く人々相顧みて一言半句もなく顔を見合せて相共に令に應ぜしに似たり。』と在るを視るも英使パークスをして賞讃措く能はざらしめ、グリツフヒスをして日本萬歳を叫ばしめたるも故なきにあらざるを思はしむるのである。

廢藩置縣の令は斯くも國民に甚大な衝動を與へた事件であるか大木喬任をして斯く言はしめておる曰く「廢藩置

縣は維新の大業を完成したる大事業にして其原因を論ずれば種々あるであらうが。原因の重なるものが七あると思ふ。徳川慶喜が政權を奉還して其の動機を作つたことが其一である。維新政府が對外策上舉國一致の必要を感じたことが其二である。戊辰の役武臣たる三百諸侯（官軍中）殆んど一人も自ら實戰に参加した諸侯がなかつたことは侯伯其人の眞價を貶したことが其三である。幕府の殘黨及び薩長以外の諸藩士は薩長諸藩の跋扈を憤り其勢力を削滅して之と對等の位置を占めんと希望ありしことが其四である。内亂に乗じて自ら進んで諸侯たらんとする野心を包藏したるものが時勢の進運に伴ひ到底其目的を達すること能はざるを覺るに至つたことが其五である。各藩士中凡庸なる家老等を疾視したることが其六である。泰西文明諸國は既に封建制度を撤廢して郡縣制度を實施し居つた夫を各藩で知つた事が其七である。故に廢藩置縣は獨り薩長兩藩のみが私すべきものではないのである」と實にしかありしならんと信ぜらるゝ。時に藩は淀、郡山、小泉、柳生、田原本、高取、柳木、芝村、櫛羅、狹山、丹南、泊太、岸和田、吉見、高槻、麻田、尼ヶ崎、三田、津、龜山、桑名、長島、神戸、菰野、久居、鳥羽、名古屋、犬山、岡崎、西大平、重原、刈谷、西端、西尾、舉母、半原、吉田、田原、堀江、府中、小田原、萩野山中、金澤、忍、岩槻、川越、長尾、花房、館山、加知山、鶴舞、芝山、小久保、櫻井、菊間、鶴牧、大多喜、久留里、佐賀、飯野、一ノ宮、多古、小見川、高岡、佐倉、關宿、會我野、生實、結城、古賀、木戸、宍戸、笠間、下館、下妻、松岡、土浦、石岡、志筑、牛久、龍ヶ崎、麻生、松川、大溝、膳所、水口、西大路、彦根、山上、宮川、朝日山、大垣、野村、今尾、高富、郡上、岩村、苗木、加納、高須、松本、飯田、高遠、高島、龍岡、松代、須坂、飯山、岩村田、小諸、上田、吉井、前橋、高崎、沼田、安中、伊勢崎、小幡、七日市、館林、喜連川、壬生、吹上、佐野、足利、宇都宮、烏山、黒羽、大田原、茂木、磐城平、湯長谷、泉、三春、棚倉、中村、二本松、仙臺、盛岡、一ノ關、弘前、七戸、八戸、黒

石、館、斗南、天童、新庄、上山、大泉、米澤、松嶺、秋田、岩崎、本庄、矢島、龜田、小濱、鞠山、鯖江、福井、丸岡、大野、勝山、金澤、大聖寺、富山、新發田、黒川、三日市、村松、峯岡、村上、長岡、高田、清崎、與板、稚谷、龜岡、綾部、山家、園部、福知山、篠山、柏原、宮津、舞鶴、峯山、村岡、出石、豊岡、鳥取、松江、廣瀨、母里、津和野、姫路、明石、龍野、林田、赤穂、山崎、安志、三日月、三草、小野、福本、津山、鶴田、眞島、岡山、鴨方、岡田、足守、庭瀬、新見、高梁、成羽、淺尾、生坂、福山、廣島、山口、徳山、岩國、豊浦、清末、和歌山、田邊、新宮、徳島、高松、丸龜、多度津、松山、今治、小松、西條、宇和島、吉田、大洲、新谷、高知、福岡、秋月、柳川、三池、久留米、豊津、千束、中津、杵築、日出、府内、岡、森、臼杵、佐伯、島原、平戸、福江、大村、佐賀、唐津、小城、蓮池、鹿島、熊本、人吉、高鍋、延岡、佐土原、猷肥、鹿兒島、巖島の二百七十五藩に分たれて石高は一萬石乃至百二萬二千七百石（金澤）である、斯くの如く將に三

百に垂んとする藩を廢して縣を置きたるは因襲久しきに涉る制度を根本的に破壊し去つた、此果斷決行は確かに一大革命であると謂ふべきである。四年十二月二十七日に至つて府縣列順を左の通定められた。

東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣、埼玉縣、入間縣（六年太政官二一四號布告廢止）熊谷縣ヲ置キ九年一二二號布告群馬縣ト改稱）足柄縣（九年第五三號布告廢止）木更津縣（六年二一四號布告廢止千葉縣ヲ置ク）印旛縣（木更津縣ト同シ）新治縣（八年七六號布告廢止）茨城縣、群馬縣（六年二一四號布告廢止）椽木縣、宇都宮縣（群馬縣ニ同シ）奈良縣（九年五三號布告廢止、二十年勅令五九號奈良縣ヲ置キ十二月栃木縣ノ次ニ列ス）堺縣（十四年三號布告廢止）安濃津縣（五年八五號三重縣ト改稱）度會縣（九年五三號布告廢止）名古屋縣（五年一〇八號愛知縣ト改稱）額田縣（五年三七二號廢止）濱松縣（五年三七二號廢止）靜岡縣、山梨縣、大津縣（五年一四號布告滋賀縣ト改稱）

長濱縣(五年六〇號布告)八上縣ト改縣(一九二號布告廢止)  
 岐阜縣、筑摩縣(九年一二號布告廢止)長野縣、仙臺  
 縣(五年一號布告宮城縣ト改縣)福島縣、磐前縣(九年  
 一二號布告廢止)若松縣(九年一二號布告廢止)一  
 關縣(四年六四六號布告水澤縣ト改縣八年一七二號布告  
 磐井縣ト改縣九年五三號布告廢止)盛岡縣(五年一號布  
 告岩手縣ト改稱)青森縣、山形縣、置賜縣(九年一二  
 號布告廢止)酒田縣(八年一三四號布告鶴岡縣ト改稱九  
 年一二號布告廢止)秋田縣、敦賀縣(九年一二號布  
 告廢止)福井縣(四年六六四號布告足羽縣ト改稱六年一二  
 號布告廢止)十四年三號布告福井縣ヲ置キ三月七日秋田縣  
 ノ次ニ列ス)金澤縣(五年三一號布告石川縣ト改稱)十  
 六年一五號布告ヲ以テ富山縣ヲ置キ五月二十一日石川縣  
 ノ次ニ列ス、七尾縣(五年二九一號布告廢止)新川縣(九  
 年五三號布告廢止)柏崎縣(九年五三號布告廢止)豐岡  
 縣(九年一二號布告廢止)鳥取縣(同上)十四年四二  
 號布告ヲ以テ鳥取縣ヲ置キ石川縣ノ次ニ列ス、島根縣、  
 濱田縣(九年五三號布告廢止)飾磨縣(九年一二號布  
 告廢止)北條縣(九年五三號布告廢止)岡山縣、深津縣  
 (五年一七一號布告小田縣ト改稱八年一九一號布告廢止)  
 廣島縣、山口縣、和歌山縣、十三年六號布告ヲ以テ德島  
 縣ヲ置キ和歌山縣ノ次ニ列ス、名東縣(九年一二號布  
 告廢止)香川縣(六年五九號布告廢止)松山縣(五年四〇  
 號布告石鐵縣ト改稱六年六〇號布告廢止)宇和島縣(五  
 年一八六號布告神山縣ト改稱六年六〇號布告廢止)愛媛縣  
 ヲ置キ)高知縣、福岡縣、三藩縣(九年一二號布告廢止)  
 小倉縣(九年五三號布告廢止)十六年十五號布告ヲ以テ  
 佐賀縣ヲ置キ五月二十一日大分縣ノ次ニ列ス、伊萬里縣  
 (五年一六八號布告佐賀縣ト改稱九年五三號布告廢止)  
 熊本縣(五年一七八號布告日川縣ト改稱九年一九號布告  
 熊本縣ト改稱)八代縣(六年十四號布告廢止)都城縣(六  
 年十五號布告廢止)美々津縣(同上)鹿兒島縣、十二年  
 十四號布告ヲ以テ沖繩縣ヲ置ク。

追

補

(第十五卷第六號研究欄二九頁)  
下段二行目ニ左ノ通追加ス)

其後明治十一年七月二十五日太政官達第三十二號を以て  
左の通り示達された。

明治八年十一月第二三三號達府縣職制並事務章程ヲ廢シ  
府縣官職制別冊ノ通被定候條此旨相達候事

府縣官職制

府知事 一人

縣 令 一人

第一 府知事縣令ハ部内ノ行政事務ヲ總理シ法律及政府  
ノ命令ヲ執行スル事ヲ掌ル

第二 府知事縣令ハ内務卿ノ監督ニ屬スルト雖モ各省主  
任ノ事務ニ就テハ各省卿ノ指揮ヲ受ク

第三 府知事縣令ハ法律及政府ノ命令ヲ執行スル爲ニ要  
用ナリトストキハ其實施ノ順序ヲ設ケテ部内ニ布達  
シ及其適宜處分ヲ許サレタル事件ニ就テハ規則ヲ設立

シテ部内ニ布達スル事ヲ得而シテ發行ノ後直ニ各省主

務ノ卿ニ報告スヘシ

第四 府知事縣令ノ布達若クハ處分、法律若クハ政府ノ

命令ト相背キ又ハ權限ヲ侵シタルトキハ太政大臣若ク

ハ各省主務ノ卿ヨリ取消ヲ命セラルルコトアルヘシ

第五 府知事縣令行政事務ニ就キ主務ノ卿ニ稟請シ指揮

ヲ得テ處分スヘキ者ハ別ニ定ムル規則ニ從フヘシ

第六 府知事縣令ハ地方稅ヲ徵收シテ部内ノ支費ニ充ツ

ルヲ得而シテ其豫算決算ヲ具ヘテ内務卿大藏卿ニ報告

スルヲ要ス其府會縣會アル地方ハ之ヲ會議ニ付スヘシ

第七 府知事縣令ハ屬官ヲ判任進退シ其分課ヲ命ス

第八 府知事縣令ハ郡長以下郡ノ吏員ヲ判任進退シ郡務

ヲ指揮監督ス

第九 府知事縣令ハ非常事變アレハ鎮臺若クハ分營ノ將

校ニ通議シテ便宜處分スル事ヲ得

第十 府知事縣令ハ府會縣會ヲ召集シ及其會議ヲ中止ス

ル事ヲ得

第十一 府知事縣令ハ議案ヲ發シテ府會縣會ニ付シ決議ノ後之ヲ認可シ或ハ認可サセルコトヲ得

大書記官、少書記官（府ハ大少各一員ヲ置キ縣ハ大少ノ内一人ヲ置ク開港所ノ縣事務繁劇ナレハ上譜ニ依リ府ト同シク各一員ヲ置ク事ヲ許ス）

第一 書記官ハ府知事縣令ヲ輔ケテ部内ノ行政事務ヲ參判スルコトヲ掌ル

第二 府知事縣令不在ノトキ又ハ事故アルトキハ書記官ハ代理ノ任ヲ受ク

屬（一等ヨリ十等ニ至ル）

屬ハ事ヲ府知事縣令ニ受ケ庶務ヲ分掌ス

警部（一等ヨリ十等ニ至ル）

警部ハ事ヲ府知事縣令ニ受ケ管内ノ警察ヲ掌ル

郡長（八等相當）一人

第一 郡長ノ俸給ハ地方稅ヨリ支出ス一月八十圓以下各

地方ノ便宜ニ從ヒ府知事縣令之ヲ定ム

第二 郡長ハ該府縣本籍ノ人ヲ以テ之ニ任ス

第三 郡長ハ事ヲ府知事縣令ニ受ケ法律命令ヲ郡内ニ施行シ一郡ノ事務ヲ總理ス

第四 郡長ハ法律命令又ハ規則ニ依テ委任サル、條件及府知事縣令ヨリ特ニ分任ヲ受クル條件ニ付便宜處分シテ後ニ府知事縣令ニ報告ス

第五 郡長ノ處分不當ナリトスルトキハ府知事縣令ヨリ取消ヲ命セラル、コトアルヘシ

郡書記（十等ヨリ十七等ニ至ル定員ナシ）

郡書記ノ俸給ハ地方稅ヨリ支出ス一ヶ月貳拾圓以下府知事縣令ノ適宜ニ定ムル所ニ從フ其選任進退ハ郡長ノ

具狀ニ依リ府知事縣令ノ命スル所タリ

市街ノ地ニ置ク所ノ區長並ニ書記ハ總テ郡長郡書記ニ

同シ

府縣ノ事務主務ノ省ニ稟請シテ後ニ處分スヘキ者ハ左ノ

件タトス

第一 郡ヲ分チ及數郡ニ一郡長ヲ置キ及區ヲ定ムル事

第二 郡區經界ノ組替及町村ノ飛地組替ノ事



第三 官給ニ係ル經費ヲ豫算シテ一歳ノ常額ヲ定ムル事

第四 例規ナキ官金出納ノ事

第五 官金管守ノ規則及爲替又ハ預ケノ方法ヲ設クル事

第六 府縣官舎及監獄ヲ新ニ建築スル事

第七 水旱災ニ罹リシ者ノ租稅止納ヲ許ス事

第八 水火災ニ罹リ家屋蕩盡スル者租稅皆濟期限後二ヶ

月以外延期ノ事

第九 地種變換ノ事

第十 土地ノ變替ニ依リ地租ヲ減スル事

第十一 地價ヲ檢シテ租額ヲ定ムル事

但潰地荒地返シ又ハ開墾地年定期明ニ至リ租額ヲ定ムル

ハ此限ニ在ラス

第十二 河港道路堤防橋梁開墾等ノ類他管ニ關涉スルモ

ノ及定額外官費ノ支出

第十三 諸貸下金返納期限六ヶ月

第十四 官材伐採ノ事

但治水修路ノ爲メ三等官林ノ竹木ヲ用ユルハ此限ニ在

ラス

第十五 官地官宅及其木石ヲ賣却スル事

第十六 酒類ノ稅率ニ用ユル價ヲ定ムル事

第十七 官用ノ爲メ土地ヲ買上ル事

第十八 社寺除稅地ノ境域ヲ更定スル事

第十九 官林拂下ノ事

第二十 官民有禁伐林ノ事

第二十一 森林地及竹木官民有ノ區別ヲ定ムル事

第二十二 鑛山借區境界ノ事

第二十三 鑛山借區稅猶豫並減免ノ事

第二十四 坑法違犯ノ者處分ノ事

第二十五 舊金銀貨及通貨損傷ノモノヲ交換スル事

第二十六 外國人内地旅行ノ事

第二十七 外國人居留地外住居ノ事

第二十八 居留地所外國人へ競貸ノ事

第二十九 内外人結婚願ヲ許可スル事

第三十 學校補助金ヲ例規外支消スル事

第卅一 私立學校ヲ停止スル事

第卅二 府知事縣令ノ名ヲ以テ外國人ト條約ヲ結フ事

第卅三 府知事縣令ノ名ヲ以テ官金辨償トナルヘキ貸借

ノ契約ヲナス事

第卅四 例規ナキ恩典ヲ施行スル事

一、布告、布達、達、指令ヲ以テ專任サレタル事件並ニ

定規成例アルノ事件ハ地方官各自ノ責任ヲ以テ處分シ

上司ニ稟請スルノ例ニ在ラス其例規ニ依リ難キ事情ア

リテ特別ノ處分ヲ要スルモノヲ限リ理由ヲ具シテ申請

スルヲ得

一、諸會社設立願、諸鑛開採願、圖書板權願、賣藥願等

ノ條例規則ニ依リ地方官ヲ經由スル者ハ府縣掌管ノ事

務各省ニ稟請スルノ類ト同シカラサルヲ以テ知事縣令

ハ事實ヲ公證スル爲ニ稟書若クハ加印シテ主務ノ省ニ

進達スルモノトス

一、嗣後發行スル法律規則中ノ條件府縣長官ノ上司ニ稟

請シテ然ル後處分スヘキモノハ每件明文ヲ掲クヘシ

一、事重大ニ屬シ例規ナキモノ及非常ノ事件ヲ除クノ外

凡テ地方ノ常務前條々ニ掲載セサル條件ハ地方長官便

宜處分シテ後ニ報告スルヲ許ス

戸長職務ノ概目

第一 布告布達ヲ町村内ニ示ス事

第二 地租及諸稅ヲ取纏メ上納スル事

第三 戶籍ノ事

第四 徵兵下調ノ事

第五 地所建物船舶質入書入並ニ賣買ニ與印加印ノ事

第六 地券臺帳ノ事

第七 迷子捨兒及ヒ行旅病人變死人其他事變アルトキハ

警察署ニ報知ノ事

第八 天災又ハ非常ノ難ニ遭ヒ目下窮迫ノ者ヲ具狀スル

事

第九 孝子節婦其他篤行ノ者ヲ具狀スル事

第十 町村ノ幼童就學勸誘ノ事

第十一 町村内ノ人民ノ印影簿ヲ整置スル事

第十二 諸帳簿保存管守ノ事

第十三 官費府縣費ニ係ル河港道路堤防橋梁其他修繕保

存スヘキ物ニ就キ利害ヲ具狀スル事

右ノ外府知事縣令又ハ郡區長ヨリ命令スル所ノ事務ハ規

則又ハ命令ニ依テ從事スヘキ事

其他町村依リ道路橋梁用悪水ノ修繕掃除等凡ソ協議費ヲ

以テ支辨スル事件ヲ幹理スルハ此ニ掲クル所ノ限ニ在ラ

ス

地方ノ事務郡區長ニ於テ處分シテ後知事縣令ニ報告スル

ヲ得ルモノ左ノ件々トス

第一 徵稅並地方稅徵收及不納者處分ノ事

第二 徵兵取調ノ事

第三 身代限財產取扱ノ事

第四 逃亡死亡絶家ノ財產處分ノ事

第五 官有地ノ倒木枯木ヲ賣却スル事

第六 電線道路田畑水利ニ障碍アル官有樹木ヲ伐採スル

事

第七 河岸地借地檢査ノ事

第八 職遊獵願威銃願ノ事

第九 印紙罫紙賣捌願ノ事

第十 小學校學資金ノ事

右ノ外府知事縣令ヨリ特ニ委任スル條件

以上

×  
—  
×

×  
—  
×